

議第127号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第355号の次に次の1号を加える。

(355)の2 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
--	-------------------------	---------

第2条第1項第356号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項第379号の次に次の1号を加える。

(379)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する仮設建築物の建築許可申請手数料	160,000円
---	---------------------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

建築基準法の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物の建築の許可を申請する者等から手数料を徴収する等のため提案するものである。

議第128号

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成28年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例

第1条中「第6条第2項」を「第6条」に、「いる法第5条第4項第5号」を「いる法第5条第4項第5号イ」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「県税の」を「県税の課税免除又は」に改める。

第2条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条中「不均一課税をする」を「課税を免除する」に改め、同条第1号中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第2号中「事業者」を「事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（不均一課税の要件）

第2条の2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の不均一課税をすることができる。

第3条中「。以下「県税条例」という。）第54条（県税条例附則第13条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）第62条の4、」を「）」に、「次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める」を「これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た」に改め、同条各号を削る。

第4条の見出し中「不均一課税」を「課税免除及び不均一課税」に改め、同条中「前2条の規定により」を「前3条の規定により課税免除又は」に改め、同条第3号中「に該当する」を「又は第2条の2に該当する」に、「について」を「について課税免除又は」に改め、同条第4号中「に該当する」を「又は第2条の2に該当する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」と

いう。)の規定は、平成30年6月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

(申請書の提出期限の特例)

- 3 新条例第4条第2号又は第4号(新条例第2条第2号に係る部分に限る。)の規定により定められた申請書の提出期限がこの条例の施行の日前である場合には、当該申請書の提出期限は、新条例第4条第2号又は第4号の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して30日以内とする。

#### 提 案 理 由

東京都の特別区の存する区域から地方活力向上地域に移転して設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税及び不動産取得税の課税を免除することができることとする等のため提案するものである。

議第129号

山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例の設定について

山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例を次のように制定する。

山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に記載された本県のまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に資する施設の整備等を実施するため、山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金の方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、認定地域再生計画に地域再生法第5条第4項第1号に掲げる事項として記載された事業（同号イに掲げる事業に限る。）及び当該事業と一体となって整備される施設の当該整備に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金を設置するため提案するものである。

議第130号

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

山形県個人番号の利用に関する条例（平成27年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における授業料等の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 知事	高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）第8条の規定による授業料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2第2項中「の支給」を「若しくは進学準備給付金の支給」に改め、同表に次のように加える。

5 知事	私立の高等学校等における授業料等の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	---

		高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6 知事	高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
7 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	山形県立学校の授業料等徴収条例第8条の規定による授業料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

10 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する等のため提案するものである。

議第131号

医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について

医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成24年12月県条例第68号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

提 案 理 由

医療法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。



山形県主要農作物種子条例の設定について

山形県主要農作物種子条例を次のように制定する。

山形県主要農作物種子条例

(目的)

第1条 この条例は、本県の農業の更なる発展を図る上で主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の低廉かつ安定的な供給が不可欠であることに鑑み、主要農作物の優良な種子の生産及び供給に関する計画の策定、種子を生産するほ場の審査その他の措置を講ずることにより、主要農作物の優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給を図ることで、本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を推進し、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給に関する施策を計画的に推進するとともに、当該供給を図るために必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、採種団体（主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給に関する事項について県及び農業者その他関係者と協議等を行い、主要農作物の優良な種子の生産及び供給を行う団体をいう。以下同じ。）、農業者その他関係者との連携を図るものとする。

(採種団体の役割)

第3条 採種団体は、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び低廉かつ安定的な供給に努めるものとする。

(指定種子生産者の役割)

第4条 第7条第1項に規定する指定種子生産者は、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給の重要性に対する理解を深め、主要農作物の優良な種子の生産に努めるものとする。

(種子計画の策定)

第5条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「種子計画」という。）を定めるものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 主要農作物の種類別の種子の需給の見通しに関する事項
- (2) 主要農作物の種類別の種子を生産するほ場（以下「種子生産ほ場」という。）に関する事項
- (3) 主要農作物の原種及び原原種の生産に関する事項

(種子生産ほ場の指定)

第6条 知事は、種子計画において主要農作物の種類別に定めた種子生産ほ場の面積を超えない範囲内で、主要農作物の優良な種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者が経営し、かつ、主要農作物の優良な種子の生産に適すると認めるほ場を、指定種子生産ほ場として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(審査)

第7条 前条第1項の規定により指定した指定種子生産ほ場（以下「指定種子生産ほ場」という。）の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場についてほ場審査（知事が、指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状

況等について審査することをいう。以下同じ。)を受けなければならない。

- 2 指定種子生産者は、第5項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査（知事が、指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。以下同じ。）を受けなければならない。
- 3 ほ場審査及び生産物審査（以下この条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求により行う。
- 4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員をして、審査をさせることができる。
- 5 知事は、審査の結果を、当該審査の請求をした指定種子生産者に対して通知するものとする。
- 6 審査の基準及び方法は、知事が定める。
- 7 第4項の規定により審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（指導等）

第8条 知事は、採種団体及び指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産又は供給のために必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

（原種等の生産）

第9条 知事は、ほ場の設置等により、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種として決定したものその他知事が必要と認めるものについて、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種（以下「原種等」という。）の生産を行うものとする。

- 2 前項の規定による県内に普及すべき主要農作物の優良な品種の決定に関し必要な事項は、知事が定める。
- 3 知事は、第1項の規定により原種等の生産を行うほか、知事以外の者が経営するほ場において、原種等が適正かつ確実に生産されると認める場合は、当該ほ場を指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。
- 4 第6条第2項の規定は前項の規定による指定について、前2条の規定は同項の指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。

（県民の理解の促進）

第10条 県は、本県の農業の更なる発展にとって主要農作物の優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給が不可欠であることに鑑み、主要農作物の優良な種子は県民の重要な財産であるという認識の下に、主要農作物の優良な種子の重要性に対する県民の理解の促進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第11条 県は、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に知事が定めている主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を図るための計画であって、種子計画に相当するものは、第5条第1項の規定により定められたものとみなす。

3 この条例の施行前に知事がした指定その他の行為又はこの条例の施行の際現にされている指定の申請その他の行為であって、第6条、第7条及び第9条の規定による行為に相当するものは、それぞれ、これらの規定によりされたものとみなす。

#### 提 案 理 由

主要農作物の優良な種子の生産及び供給に関する計画の策定、種子を生産するほ場の審査その他の措置を講ずることにより、主要農作物の優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給を図るため提案するものである。

議第133号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和53年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「年度（当該）」を「年度（）」に、「を併せ」を「又は突発的な事故による被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ」に、「災害復旧の」を「災害復旧等の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

土地改良法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

## 議第134号

### 山形県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

山形県建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 山形県建築基準条例の一部を改正する条例

山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第8節 劇場、映画館、観覧場、演芸場、公会堂及び集会場（第35条―第42条）」を  
第9節 その他の特殊建築物（第43条）」

「第8節 劇場、映画館、観覧場、演芸場、公会堂及び集会場（第35条―第43条）」に改める。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第3条中「第43条第2項に規定する」を「第43条第3項第1号から第4号までに掲げる」に改める。

第28条を次のように改める。

#### 第28条 削除

第29条第1項中「旅館等」を「ホテル、旅館、簡易宿所、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物」に改める。

第34条の見出し中「防火構造」を「防火措置」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

「第9節 その他の特殊建築物」を削る。

第43条を次のように改める。

#### 第43条 削除

第45条の3中「第85条第5項」を「第85条第5項又は第6項」に改める。

第45条の4中「第28条、第34条第1項、第36条、第37条又は第43条」を「第36条又は第37条」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

一定の木造建築物等の外壁及び軒裏に係る防火構造に関する規制を廃止する等のため提案するものである。

議第135号

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

電気事業の用に供する発電所の種類及び規模は、次のとおりとする。

種類	規模
水力発電所	合計最大出力89,000キロワット
太陽光発電所	最大出力1,000キロワット
風力発電所	最大出力6,900キロワット

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

電気事業の用に供する風力発電所の最大出力を定めるため提案するものである。